

基本事業コード	34010001	担当課所名	固定資産評価審査委員会
基本事業名	固定資産評価審査委員会事務		
総合振興計画	分野	7 行財政運営	
	政策	2 財政運営	
	施策	1 健全な財政運営・FMの推進	総合振興計画 67 ページ

基本事業の概要	固定資産税課税台帳に登録された価格に対して不服がある場合の審査の申出について、固定資産評価審査委員会が審査し、審査の決定を行う。
---------	--

対 象	固定資産税納税義務者
意 図 (対象をどのようにしたいか)	審査の申出に対し、適正な審査を行う。

基 本 事 業 指 標	指標の算式	種類 単位	5年度	評価年度(6年度)		8年度	他団体の指標(数値)
			過年度実績値	目標値	実績値	目標値	
審査の申し立てに対する未処理、未解決件数		成果指標 件	0	0	0	0	

◆基本事業を構成する事務事業の実績◆

枝 番 号	事 務 事 業 名		指 標			目標値(上段)	種類	事務事業評価 8年度以降の 事業の方向性・ コスト・成果	重点 化
			事 業 費 (円)			実績値(下段)			
			5年度決算額	6年度決算額	7年度予算額				
01	-	固定資産評価審査委員会活動事業	指標: 審査件数			—	成果指標	A	
			56,200	35,200	270,000	0	件	維持: 維持	
02	-	事務局運営事務	指標: —			—		A	
			4,000	4,000	18,000	—		維持: 維持	
03			指標:						
04			指標:						
05			指標:						
06			指標:						
07			指標:						
08			指標:						
09			指標:						
10			指標:						
11			指標:						
12			指標:						
13			指標:						
14			指標:						
(参考) 最 終 予 算 額 (円)			288,000	288,000					
事 業 費 の 合 計 (円) (A)			60,200	39,200	288,000				
		財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0			
			県支出金	0	0	0			
			地方債	0	0	0			
			その他特定財	0	0	0			
			一 般 財 源	60,200	39,200	288,000			
		正 規 職 員	業 務 量	0.16人	0.16人				
			業 務 費 (B)	941,764	982,139				
		会 計 年 度 任 用 職 員 (事業費に含む)	業 務 量	0.00人	0.00人				
			人 件 費	0	0				
事業費合計(人件費込み) (円) (A)+(B)			1,001,964	1,021,339					

【重点化欄】

評価時点以降の事業の方向性から

◎: 特に重点化必要事業(1つ以内)

○: 重点化必要事業(1つ以内)

△: 劣後化可能事業(1つ以内)

▲: 特に劣後化可能事業(1つ以内)

成 果 の 方 向 性	拡充	×	×	C,B	B,C	C
	維持	×	×	B	A	×
	縮小	×	×	C	×	×
	休廃止	×	D	×	×	×
	完了	D	×	×	×	×
	完了	皆減 縮小 維持 拡大 コスト投入の方向性				

【重点化欄】

評価時点以降の事業の方向性から
◎: 特に重点化必要事業(1つ以内)
○: 重点化必要事業(1つ以内)
△: 劣後化可能事業(1つ以内)
▲: 特に劣後化可能事業(1つ以内)

成果の方向性	拡充	×	×	C,B	B,C	C
	維持	×	×	B	A	×
	縮小	×	×	C	×	×
	休廃止	×	D	×	×	×
	完了	D	×	×	×	×
	完了	皆減	縮小	維持	拡大	
	コスト投入の方向性					

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、基本事業の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
基本事業指標の分析	基本事業の「意図」を適切に数値化した指標になっているか？目標値の設定は適切か？また、実績値をどう考えるか？
	令和6年度は審査件数0につき、指標数も0となっている。
基本事業を構成する事務事業の妥当性	基本事業の「意図」を達成するため、事務事業は必要な事業のみか？（過不足がある場合は、改善提案に記載する。）
	地方税法において、設置が義務付けられた執行機関であり、課税部門から独立事業を構成することは妥当である。
実施主体の妥当性	事業に対する民間（市民、企業、NPO）との役割分担や市の関与の仕方は適切か？
	固定資産評価審査委員会は、地方税法において設置が義務付けられた中立的な執行機関であり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服について審査する規定が設けられている。

 Action

基本事業執行責任者 (担当課長名)	溝口 和美	電話番号 0494-25-5225
----------------------	-------	----------------------